

○玉村町立小学校、中学校の施設の開放に関する細則

玉村町教育委員会

1. 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に関する規則に従い、実施のための細則を以下に定める。この開放による事業を学校体育施設開放事業という。
2. 施設の利用にあたっては教育委員会及び管理指導員の指示に従うとともに学校管理者と連絡を密にすること。
3. 利用者は、使用許可された施設・設備・用具を、本来の目的に従い正しく利用しなければならない。また、使用後は施錠・消灯・清掃を含め施設・設備・用具を原状に復すること。
4. 学校体育施設開放事業における利用者は、活動中に事故が生じたときは速やかに管理指導員・教育委員会及び学校管理者に報告すること。なお当該事故に関する一切の責任を負うこと。また施設・設備・用具等に対しての故意又は過失による破損については弁償すること。
5. 指定された施設・設備以外には、立ち入らぬこと。
6. 利用団体の責任者は、教育委員会の定める担当管理指導員より合鍵と日誌を受領し、活動終了後速やかに返納すること。
7. 開放時間は規則の別表のとおり厳守すること。また利用時間については次のとおりとする。
 - (1) 活動時間は、規則別表中の開放する時間内とすること。ただし、利用希望団体が多い場合その他の理由により、時間の制限を課す場合がある。
 - (2) 体育館活動については、終了時間を21時30分目安とし、利用者は、片付け、戸締り、消灯、施錠等を確認のうえ22時までに施設を離れること。休業日の体育館利用の場合は、午前・午後・夜間の全体の利用はさせない。
 - (3) 体育館の小学生・中学生の利用者がある場合、活動の終了は20時30分を目安とし、利用者は21時までには施設を離れること。
 - (4) 校庭活動については、終了時間を16時30分目安とし、利用者は、片付け・グラウンド整備等を行ったうえ17時までに施設を離れること。
8. 都合で施設を利用しない場合は必ず事前に鍵管理者（担当管理指導員・生涯学習課）へ連絡すること。また長期にわたり利用を停止するときは、担当管理指導員・生涯学習課・学校管理者へ速やかに連絡すること。
9. 施設内の活動中は次のことに留意する。
 - (1) 火気の使用は禁止し、敷地内はすべて禁煙とする。
 - (2) 施設内の飲食は禁止。特に飲酒、酒気帯びの利用は厳禁のこと。

- (3) 学校施設内へ危険物及び、ペット類を持ち込まない。
 - (4) 騒音・粗暴行為を禁止する。他の利用者と協調し効率的活用を図る。
 - (5) 周辺住民の生活に迷惑をかけないこと。特に夜間に注意すること。
 - (6) やむを得ず乳幼児を入場させる場合、活動中必ず管理者を置くこと。
10. 町・地域及び教育委員会等の公的な行事が生じた場合はこれを優先する。
例) 各種町民大会のための練習（1週間程度）、町民対象の教室等。
11. 各施設を利用する団体の代表者は定期もしくは必要に応じ、円滑な利用を図るための会議を持つこと。担当管理指導員が招集・指導するものとする。
12. 団体が登録団体として施設を利用する場合、次の手続きを必要とする。
- (1) 玉村町内に在住・在勤する成人を代表責任者として、玉村町体育施設開放事業参加登録申請書と共に団員名簿を所定の用紙で教育委員会（生涯学習課（文化センター内））に登録すること。また、上記申請書の代表責任者が変更になった場合、速やかに再登録すること。
 - (2) スポーツ保険等に必ず入り、その登録の写しを提出すること。
 - (3) 団体の活動は原則として週における定期活動が可能なこと。
 - (4) 10名以上の登録人数のうち70パーセント以上の参加を図ること。なお、状況により利用に対する制限を課す場合がある。
13. 学校開放に関する規則以外の施設の利用については、学校管理者の許可・指導の下に利用すること。その場合、学校管理の鍵を使用すること。しかし学校に事情があり、貸与の委嘱があった場合のみ開放における鍵を使用することが出来る。
14. この細則に定めるもののほか必要な事項については教育委員会または管理指導員が協議し教育長が別に定める。